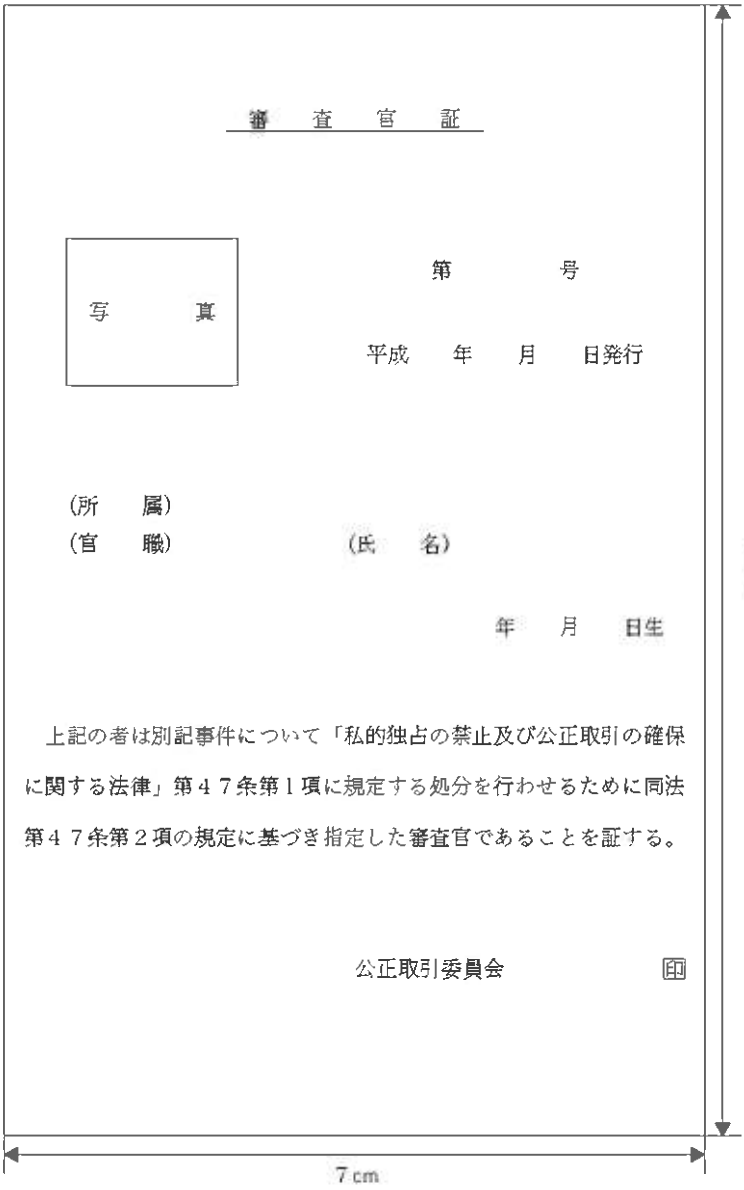
様式

（第１葉）


審　査　官　証
写　真
第　　号
平成　　年　　月　　日発行
（所　　属）
（官　　職）
（氏　　名）
年　　月　　日生
上記の者は別記事件について「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第４７条第１項に規定する処分を行わせるために同法第４７条第２項の規定に基づき指定した審査官であることを証する。
公正取引委員会　　印
11 cm
7 cm

(第２葉)

審 査 官 の 権 限

審査官は，次の各号の処分をすることができる。

１　事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し，又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

２　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

３　帳簿書類その他の物件の所持者に対し，当該物件の提出を命じ，又は提出物件を留めて置くこと。

４　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り，業務及び財産の状況，帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第１号の場合に出頭せず，陳述をせず，虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者，第２号の場合に出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者，第３号の場合に物件を提出しない者，第４号の場合に検査を拒み，妨げ又は忌避した者は１年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処せられることがある。

11 cm

7 cm

（第３葉）

〔事件名〕

平成　　年（査）第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

平成　　年　　月　　日

